

議員提出議案

(6月16日提出)

発議第1号 道路財源の確保を求める意見書案 (6月16日原案可決・賛成多数)

[賛成 : 自民、公健、大心、林檎、無 / 反対 : 新政、共産、県民、社民]

発議第2号 本県西海岸地域における防衛体制の整備に係る意見書案

(6月16日原案可決・賛成多数)

[賛成 : 自民、公健、大心、林檎、無 / 反対 : 新政、共産、県民、社民]

(6月19日提出)

発議第3号 医師・看護師等を増やすための法整備、財政措置を求める意見書案

(6月19日原案可決・満場一致)

議案の賛否状況において略記した会派の名称は次のとおりです。

自民 = 自由民主党 新政 = 新政会 公健 = 公明・健政会 共産 = 日本共産党

県民 = 県民クラブ 大心 = 大心会 林檎 = クラブ林檎 社民 = 社会民主党

無 = 無所属

道路財源の確保を求める意見書案

(発議第 1 号・原案可決)

道路は、県民生活や社会経済活動を支え、安全・安心で活力ある地域の実現のために最も根幹的な社会資本である。

本県では自動車交通に依存している割合が約98%と極めて高い状況にある。

しかしながら、その整備は全国で唯一、同一県内の20万人以上の都市が高速道路で結ばれていない等、幹線道路ネットワークの形成が十分でなく、また国道・県道等の道路整備についても、全国・東北平均に比べ低い状況にある。

本年5月13日に閣議決定された「道路特定財源等に関する基本方針」においては、道路特定財源制度は廃止し21年度から一般財源化する、その際、地方財政に影響を及ぼさないように措置すること、また必要と判断される道路は着実に整備すること、道路の中期計画は5年とし、新たな整備計画を策定すること、さらには暫定税率の失効期間中の地方の減収について、国の責任において適切な財源措置を講じることが示されたところである。

本県においては、道路事業に一般税収をも投入して整備を進めているところであり、真に必要としている道路整備を着実に推進するためには、安定的・長期的な道路財源の確保が必要不可欠である。

このため、国においては、本県の実情を十分認識され、次の事項を確実に実現されるよう強く要望する。

記

- 1 . 暫定税率失効に伴う歳入欠陥については、地方の意見を十分踏まえた上で補填措置をすること。
- 2 . 一般財源化に当たっては、道路整備のための財源を、地方財政に影響を及ぼさないよう確保すること。
- 3 . 道路財源の安定確保の観点から大きな役割を果たしてきた地方道路整備臨時交付金を維持、あるいは同等の代替制度を確立すること。
- 4 . 中期計画の見直しに当たっては、地方の意見を十分に反映した上で、新たな整備計画を策定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年6月16日

青 森 県 議 会

本県西海岸地域における防衛体制の整備に係る意見書案

(発議第 2 号・原案可決)

平和や安全の確保は、国民が安心して生活していく上で不可欠であり、また、一国の独立は、自らの文化、伝統や価値観を保つため、守らなければならないものであると考える。

このことから、国では、防衛力の適切な整備を進め、その信頼性を向上させて万全の防衛体制を構築しているところである。

本県は、本州の最北に位置し、東は太平洋、西は日本海、北は国際海峡である津軽海峡と三方を海に囲まれ、北の守りの要として国土防衛を図る点から極めて重要な地域である。

しかしながら、日本海沿岸地域では、平成18年7月の北朝鮮が日本海に向けて7発の弾道ミサイルを発射した事案以降、弾道ミサイルによる危険が現実のものであることが認識されたところであり、また、昨年6月には、本県深浦町に北朝鮮からの脱北者家族が木造小型船で漂着する事件が発生するなど、地域住民の間に大きな不安が広がっている。

このような地域住民の不安を解消するためには、不審船や武装工作員への対応など、地域の地理的特性に応じて実効的に対応できる能力を備えた体制にする必要があると考える。

よって、国においては、長い海岸線を有する本県西海岸地域の守りについて、訓練機能の充実強化を図るなど、その体制づくりに、一層配慮するよう要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年6月16日

青 森 県 議 会

医師・看護師等を増やすための法整備、財政措置を求める意見書案

(発議第 3 号・原案可決)

昨年の通常国会において、「 医師・看護師など医療従事者を大幅に増員すること、 看護職員の配置基準を『夜間は患者10人に対して1人以上、日勤帯は患者4人に対して1人以上』とするなど、抜本的に改善すること、 夜勤日数を月8日以内に規制するなど『看護職員確保法』等を改正すること」の請願が全会派一致で採択されました。

現場では人材確保や離職防止のためにと賃金・手当の改善、教育体制の充実、院内保育所の設置、休暇の確保など労働条件の整備にも最大限力を尽くしていますが、個々の医療機関の努力だけでは現状を打開できないのが実態です。このままでは、医療機関は立ちゆかなくなり、地域の医療提供体制にも大きな影響を与えることは避けられません。

医療事故をなくし、安全でゆきとどいた医療・看護を実現することは患者さんや地域住民の切実な願いであり、そのためにも増員による労働条件改善と離職防止策で、生き生きとはたらき続けることのできる職場をつくるのが緊急の課題です。

よって政府におかれましては、医療現場での大幅増員を保障する医師・看護職員等の確保対策を抜本的に強化されるよう要望します。

記

- 1 . 国会で採択された請願内容に基づき、看護師等を増員するため、「看護職員確保法」の見直しに努めること
- 2 . 医師の養成を増やし、勤務条件の改善をはかるため、医師確保に向けた法整備に努めること
- 3 . 医師・看護師等の増員に必要な財政措置を講ずること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成20年 6 月19日

青 森 県 議 会